

事 務 連 絡
平成25年4月23日

各事務局長 殿

経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長

平成25年経済産業省企業活動基本調査の広報依頼について

貴法人におかれましては、時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。また、経済産業省の実施しております各種統計調査に御協力いただき、誠にありがとうございます。

経済産業省では、企業活動の実態を把握し、経済産業政策を適切に実施していくため、「平成25年経済産業省企業活動基本調査」（基幹統計調査）を実施いたします。

本調査は、平成4年に開始し、平成7年以降、毎年企業単位で実施しており、別表に属する事業所を有する従業者50人以上かつ資本金3,000万円以上の企業を対象に行います。

平成25年調査（平成24年度実績）の結果は、東日本大震災からの復興需要や世界経済の変化・転換の状況の影響を知る上でも注目されるとともに、経済産業政策の策定、業界団体、民間企業におけるビジョン作成、経営戦略の策定、研究機関における基礎資料として有効に活用されるものと考えております。

この調査を円滑に実施し、所期の目的を達成するためには、あらかじめ調査対象企業に調査の趣旨を十分御理解いただき、御協力していただくことが是非とも必要です。

つきましては、上述の趣旨を御理解の上、本年4月から6月に、別紙1及び別紙2の文案を参考として、貴法人の機関誌、刊行物あるいは会議等において本統計調査への協力を呼びかけてくださいますようお願い申し上げます。

また、お手数ですが、掲載していただいた機関誌等は別記宛てお送りいただくか、御連絡いただきますよう、併せてお願い申し上げます。

平成25年経済産業省企業活動基本調査にご協力ください

経済産業省大臣官房調査統計グループ

経済産業省では、我が国企業における経済活動の実態を明らかにし、経済産業政策等各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として、平成4年以降「経済産業省企業活動基本調査」(基幹統計調査)を実施しており、平成25年も実施いたします。調査に対するご協力をお願いいたします。

○実施期間：平成25年5月16日～7月15日まで

○根拠法令：統計法（平成19年法律第53号）

○調査目的：我が国企業における経済活動の実態を明らかにし、経済産業政策等各種行政施策の基礎資料とする。

○調査対象：別表に属する事業所を有する従業者50人以上かつ資本金3,000万円以上の企業で、企業全体の数値。

○調査結果：平成26年1月に速報を公表予定。

※調査票の提出は、紙調査票によるほか、インターネットからオンラインで提出することもできます。

※調査票に記入していただいた内容につきましては、統計法に基づき秘密を厳守いたしますので、調査に対するご協力をお願いいたします。

(別表)

この調査は、鉱業・採石業・砂利採取業、製造業、電気業・ガス業、卸売業、小売業、クレジットカード業・割賦金融業のほか、下記の産業の括弧内の業種が対象となります。

- 飲食サービス業(一般飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業)
- 情報通信業(ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、映画・ビデオ制作業、アニメーション制作業、新聞業、出版業)
- 物品賃貸業(産業用機械器具賃貸業(レンタルを含む)、事務用機械器具賃貸業(レンタルを含む)、自動車賃貸業(レンタルを除く)、スポーツ・娯楽用品賃貸業(レンタルを含む)、その他の物品賃貸業(レンタルを含む))
- 学術研究、専門・技術サービス業(学術・開発研究機関、デザイン業、エンジニアリング業、広告業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業)
- 生活関連サービス業、娯楽業(洗濯業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業、冠婚葬祭業(冠婚葬祭互助会を含む)、写真現像・焼付業、その他の生活関連サービス業、映画館、ゴルフ場、スポーツ施設提供業(フィットネスクラブ、ボウリング場など)、公園、遊園地・テーマパーク)
- 教育、学習支援業(外国語会話教室、カルチャー教室(総合的なもの))
- サービス業(廃棄物処理業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業、ディスプレイ業、テレマーケティング業、その他の事業サービス業)

問い合わせ先：経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室 TEL：03-3501-1831

平成二十五年経済産業省企業活動基本調査にご協力ください

経済産業省大臣官房調査統計グループ

経済産業省では、我が国企業における経済活動の実態を明らかにし、経済産業政策等各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として、平成四年以降「経済産業省企業活動基本調査」（基幹統計調査）を実施しており、平成二十五年も実施いたします。調査に対するご協力をお願いいたします。

- 実施期間：平成二十五年五月十六日～七月十五日まで
- 根拠法令：統計法（基幹統計）（平成十九年法律第五十三号）
- 調査目的：我が国企業における経済活動の実態を明らかにし、経済産業政策等各種行政施策の基礎資料を得る。
- 調査対象：別表に属する事業所を有する従業者五十人以上かつ資本金三千万円以上の企業で、企業全体の数値。
- 調査結果：平成二十六年一月に速報の公表予定。

※調査票の提出は、紙調査票によるほか、インターネットからオンラインで提出することもできます。

※調査票に記入していただいた内容につきましては、統計法に基づき秘密を厳守いたしますので、調査に対するご協力をお願いいたします。

（別表）

この調査は、鉱業・採石業・砂利採取業、製造業、電気業・ガス業、卸売業、小売業、クレジットカード業、割賦金融業のほか、下記の産業の括弧内の業種が対象になります。

- 飲食サービス業（一般飲食店、持ち帰り、配達飲食サービス業）
- 情報通信業（ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット付随サービス業、映画・ビデオ制作業、アニメーション制作業、新聞業、出版業）
- 物品賃貸業（産業用機械器具賃貸業（レンタルを含む）、事務用機械器具賃貸業（レンタルを含む）、自動車賃貸業（レンタルを除く）、スポーツ・娯楽用品賃貸業（レンタルを含む）、その他の物品賃貸業（レンタルを含む））
- 学術研究、専門・技術サービス業（学術・開発研究機関、デザイン業、エンジニアリング業、広告業、機械設計業、商品・非破壊検査業、計量証明業、写真業）
- 生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業、その他の洗濯・理容・美容・浴場業、冠婚葬祭業（冠婚葬祭互助会を含む）、写真現像・焼付業、その他の生活関連サービス業、映画館、ゴルフ場、スポーツ施設提供業（フィットネスクラブ、ボウリング場など）、公園、遊園地・テーマパーク）
- 教育、学習支援業（外国語会話教室、カルチャー教室（総合的なもの））
- サービス業（廃棄物処理業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業、ディスプレイ業、テレマーケティング業、その他の事業サービス業）

問い合わせ先 経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室 電話03(3501)1831